

# 広域圏事業の今後のあり方検討会

～相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関する検討～

## 最終報告書

令和4年1月

広域圏事業の今後のあり方検討会



## 1 はじめに

本検討会は、「広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱」第2条第1号に規定する「相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関すること」について令和2年1月から調査及び審議を行い、中間報告書を取りまとめ、令和2年10月に相楽郡広域事務組合理事会に報告しました。また、同中間報告書において、検討課題となりました「相楽会館貸館の廃止に伴い、事務局執務室をはじめ、共同処理事務として継続する消費生活センター及び休日応急診療所、さらに活動拠点の確保と提供を行っている聴覚言語障害センターの新たな活動場所確保を検討する必要がある、各市町村にその方法等について意見を求めました。考えうる方法としては、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設へ移転複合化が考えられます。既存施設への移転複合化では、大谷処理場、加茂保健センター、民間施設の借上げなどが考えられ、また、仮移転場所の確保が可能であれば、現地での規模を縮小した改築も現実的な候補であると考えられます。しかし、比較検討にあたっては、それぞれの場合におけるコストについても考慮する必要がありますが、客観的で相当の精度を求めるには、コンサルタントに委託し、建築等に関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うべきであると考えます。これらのコスト比較も含め総合的に判断することが求められる。」とのことから、本年度に、相楽郡広域事務組合（以下「組合」という。）が、建築設計事務所に「相楽会館改築等計画策定業務」を委託し、専門的な見地からの調査やコスト算出を行いました。

本最終報告書は、これまでの検討経過を踏まえ、広域圏事業の今後のあり方を再確認するとともに、中間報告書での検討課題を解決するための具体的な方向性を示すものです。

## 2 検討会の開催経過

本検討会は、次の日程で会議を行いました。

	開催日・場所	審議内容
第1回	令和2年 1月16日（木） 相楽会館	・委員長、副委員長の選出 ・共同処理事務について ・構成市町村からの意見聴取
第2回	令和2年 4月13日（月） 相楽会館	・構成市町村からの意見聴取を踏まえた方向性の整理

第3回	令和2年 7月31日(金) 相楽会館	・共同処理事務の変更(廃止)による 課題等
第4回	令和2年 8月28日(金) 大谷処理場	・各機関等の移転等にかかる意見及び 実現性
第5回	令和2年 10月12日(月) 相楽会館	・中間報告案の取りまとめ
第6回	令和3年 10月13日(月) 相楽会館	・相楽会館改築等計画(案)
第7回	令和3年 11月11日(木) 相楽会館	・相楽会館改築等計画(案)
第8回	令和4年 1月17日(月) 相楽会館	・最終報告案の取りまとめ

### 3 検討に至る経過及び検討方法

組合は、昭和56年8月に設立され、相楽会館の設置及び管理運営や、し尿処理に関する事務を中心に、広域行政の一元化による広域的な事業の効率化や充実、各町村間の連絡調整の円滑化を進めてきました。平成4年には「ふるさと市町村圏」に選定され、圏域の一体感の醸成と圏域づくりを支える人づくりに向けて多くのソフト事業を実施し、その成果をあげてきました。平成21年3月31日をもって「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されましたが、圏域としては、引き続き、ふるさと市町村圏事業を推進していくことを確認し、事業を推進しましたが、その広域行政の成果として、圏域における課題でありました「相楽消費生活センター」を平成22年3月に開設、「相楽休日応急診療所」を平成24年6月に開設し、組合の共同処理事務として新たに取組み、現在に至っています。

この間、相楽会館の管理運営については、平成18、19年度に検討を行い、「必要最小限の経費で現状の貸館業務を続けていく。」との方針を決定、さらに、平成28年度においても再度検討を行い、「貸館は現状の

まま継続するが、照明は舞台を中心に設定されているものであることを利用者にも理解していただくこととし、使用料収入が見込めない中で客席部分の照度を上げる投資は必要ないこと、また、今後も最小のコストで運営していく。」との方針が決定されました。

次に、ふるさと市町村圏振興事業については、ふるさと市町村圏計画の策定に向けた検討の中で、平成28年度に事業のあり方も踏まえ検討を行い、今後とも、基金活用事業を実施していくことを確認し、平成30年度から令和4年度までの「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定、ふるさと市町村圏振興事業を推進しています。

次に、組合の予算でも大勢を占めるし尿処理業務の比重は極めて大きく、平成30年度から大谷処理場基幹的設備改良工事に向けた交付金事業に取組み、循環型社会推進交付金の活用がなされるものの、「一般財源負担分は、各市町村の負担となり、市町村が起債により財源措置をすることとなったものの、起債償還時に相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の出資金を充当することを基本とし、今後の広域圏事業のあり方については、現計画期間内に企画・財政担当をはじめ理事会においても議論を進める。」との理事会（平成30年度第5回：平成31年1月21日開催）における協議結果を踏まえ、今後の広域圏事業のあり方を検討することとなりました。

#### 4 共同処理事務の現状及び課題並びに検討の進め方

組合では、5つの共同処理事務（①広域圏・ふるさと市町村圏振興事業、②休日応急診療所、③相楽会館、④し尿処理、⑤消費生活センター）を担っています。現状及び課題の把握については、事務局が整理した資料を踏まえ、各市町村において、事前に意見聴取シートを記入し、それらを取りまとめ、共同処理事務ごとの現状及び課題を把握しました。

その結果、①広域圏・ふるさと市町村圏振興事業のうち、ふるさと市町村圏振興事業は「一定の役割を終えている。」、「引き続き相楽圏域としてまちづくりを推進する。」との意見がありました。③相楽会館については、構成市町村にもホール等集会施設が整備される中、2階大ホールの貸室の利用も一部団体に限られていることや、施設や設備の老朽化や雨漏り、照明の改善、バリアフリー化など、対応すべき課題があります。

②休日応急診療所、④し尿処理、⑤消費生活センターは、それぞれ何らかの課題はあるものの、主管課長会議において、共同処理事務として継続するという基本方針には異論がないことが確認されていることもあり、本検討会では、①広域圏・ふるさと市町村圏振興事業、③相楽会館に絞って検討することとしました。

## 5 検討結果として本検討会が確認した点

### I 広域圏・ふるさと市町村圏振興事業

ふるさと市町村圏振興事業については、平成4年度から圏域の一体感の醸成のため、「相楽ふるさと塾」、「相楽の文化を創るつどい」など様々なソフト事業を展開し、地域で活動するための人材育成や舞台発表を通して市町村の枠を超えた文化的な交流、連帯を深めるなど圏域の発展のために大きく寄与してきました。

しかし、地域における活動もさらに圏域の枠を超えた広域的なものとなっていることや各市町村単位においても主体的な活動がなされていることなどから、「引き続き相楽圏域としてまちづくりを推進する。」との意見もありましたが、「一定の役割を終えている。」との認識でまとめ、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の終了年度である令和4年度をもって廃止すべき、との結論となりました。

あわせて、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金7億円（構成市町村出資金6億3千万円、京都府補助金7千万円）は令和4年度末にそれぞれ返還することとします。

また、圏域の広域的な課題解決のため、引き続き5市町村が連携をしていくとの認識であることから、広域行政圏としての枠組みは継続すべきとの確認をしました。

### II 相楽会館について

相楽会館の貸室については、現在2階大ホールのみとなっており、利用者も年々減少しています。昭和50年の相楽会館建設・開館時と状況は変わっており、各市町村に施設が建設されたこともその要因です。建設当初は、2階大ホールをはじめ、1階にも小ホール、講習室、読書室及び相談室があり、利用者にとっても利便性がありましたが、平成22年には講習室が消費生活センターと、昭和62年から組合の構成市町村が手話通訳者や要約筆記者の派遣や各種相談・支援事業を委託している社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会の活動拠点として設置している聴覚言語障害センターの相談室に、平成24年には小ホール、読書室が休日応急診療所に、相談室は会議室にその用途が変更となりました。また、建設後47年を経過し、老朽化に伴う耐震補強や設備の更新が必要となっていることなどもあり、過去の検討経過も踏まえ、中間報告書では、相楽会館の貸館業務を令和4年度をもって廃止すべき、との方向性を示しましたが、住民や利用団体への十分な周知期間を確保するため、令和5年度をもって廃止すべき、との結論となりました。

### Ⅲ 休日応急診療所、し尿処理、消費生活センター

各業務とも、住民生活に不可欠なものであり、各市町村とも継続して取り組むとの意見であることから、現状どおり推進していくものとします。

なお、課題が生じた場合は、各市町村主管課長により協議を進めていくものとします。

### Ⅳ 各機関等の移転等について

中間報告書においては、相楽会館貸館の廃止に伴い、事務局執務室をはじめ、共同処理事務として継続する消費生活センター及び休日応急診療所、さらに活動拠点の確保と提供を行っている聴覚言語障害センターの新たな活動場所確保のための方策として、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設へ移転複合化の5つの方策に整理を図りました。しかし、これらの比較検討にあたっては、それぞれの場合におけるコストについても考慮する必要があることから、建築等に関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うべきであり、これらのコスト比較も含め総合的に判断することが求められることから、本年度に、組合が、建築設計事務所に「相楽会館改築等計画策定業務」を委託しました。

その中で、この5つの方策について、メリット、デメリットやコストを算出し、その結果を踏まえた総合評価の結果、「現地改築◎、耐震改修○、現状維持△、既存施設へ移転複合化△、移転改築×」となったことを検討会として説明を受け、検討会として議論を進めましたが、重要な課題であることから、各市町村において庁内調整を図っていただいた内容を踏まえ、再度検討することといたしました。

各市町村の意見としては、①可能な限り規模を縮小したうえで現地改築とし、財源確保に努める、②必要最小限の改修に留めるとの意見があり、これらの意見を踏まえ、再度、現地改築の図面を作成し、概算費用を算出しました。

これらの状況から、また、中長期の施設の維持管理費用等も考慮し、築約50年の建築物であることなど、資料編、資料-1「各方策の比較検討(その2)」における考察の項及び評価理由欄に記載のとおり総合的に判断しますと、現地改築が望ましい、との結論に至りました。

ただし、可能な限り規模を縮小することにより、コスト削減を図るとともに、今後、財源確保のため、国や府等の制度活用など調査・研究を進めていき、あわせて改築費用の市町村負担については、人口割など適切な負担割合を検討する必要があります。

なお、実施時期については、令和4年度に方針を決定、令和5年度以降

に、具体的な取組みに着手するという工程が想定されます。

#### V ふるさと市町村圏振興事業及び相楽会館貸館業務の廃止にかかる規約の変更にかかるスケジュール等について

令和4年度末でふるさと市町村圏振興事業を廃止し、本事業の廃止に伴う相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金7億円（構成市町村出資金6億3千万円、京都府補助金7千万円）はそれぞれ返還するものの、令和5年度以降も圏域の広域的な課題解決のため、引き続き5市町村が連携をしていくための、広域行政圏としての枠組みを継続することや、令和5年度末で相楽会館貸室業務を廃止するための組合規約の変更が必要となります。

組合規約の変更は、組合を構成する市町村議会による議決、5市町村の協議を経て京都府知事の許可を受け、組合の関係条例の改正等という手続きが必要になることから、令和4年9月には市町村議会への組合規約の変更にかかる議案を上程し、10月には5市町村長の協議をし、京都府知事の許可を受け、遅くとも令和5年2月組合議会に、関係条例の廃止、改正を上程することとなります。

これらの手続きの進め方等については、広域圏幹事会（各市町村企画主管課長で構成）において協議することとします。



